

第30回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成27年12月8日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （家庭裁判所委員会委員）
池田玲子，宇治橋淳，大西耕太郎，北川和彦，白井幸夫，関良徳，
眞榮城和美，山浦悦子 （五十音順，敬称略）
（説明者）
上席裁判官，主任家庭裁判所調査官
（事務局）
事務局長，首席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官，事務局次長，
次席家庭裁判所調査官，訟廷管理官，総務課長，総務課課長補佐

- 4 テーマ
面会交流について～家事調停を中心に～

5 議 事

- (1) 新任委員の自己紹介：白井委員
- (2) 委員長代理の指名について
白井委員が委員長代理に指名された。
- (3) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2人）による傍聴を承認した。
本日の委員会の報道関係者による取材を承認した。
- (4) 面会交流についての説明・児童室の見学
[説明（上席裁判官，主任家庭裁判所調査官）]
- (5) 質疑・感想

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，□事務局】

説明者等に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換

があった。

- 諏訪支部では、厚生室で面会交流の試行を行っているので、支部にも本庁のような児童室を設置していただきたい。

(北川委員)

- 児童室は、調査室の一つで科学調査室と呼ばれるものである。支部では、調査室や調停室を一定数確保する必要があるため、現時点で科学調査室を必ず置くこととするのは難しいが、庁舎を新営する際にはその設置が検討されることとなる。

(白井委員)

- 面会交流事件が増えているとの説明があったが、科学調査室の使用頻度を伺いたい。

(関委員)

- 使用回数は具体的に把握していないが、面会交流の試行や子の調査で使用しているほか、面会交流の試行を録画したビデオの視聴や調停当事者への科学調査室についての説明の際にも使用するので、相当の回数使用していると思われる。

(首席家庭裁判所調査官)

- 私は、調停委員として面会交流の試行を裁判所内で行うことは限界があると考えている。最近では、F P I Cという法人による面会交流の試行の援助も行われているが、対象地域は東京等に限られ、費用が掛かり、援助期間も1年間に限定される、といった問題があるようである。そこで、裁判所として面会交流の試行を裁判所外で行うことに対する支援について意見があれば伺いたい。

(宇治橋委員)

- F P I C (公益社団法人家族問題情報センター) は、両親と契約を締結した上で面会交流の援助を行っていると聞いている。その具体的方法としては、

子の受渡しに立ち会うのみの援助や、面会交流に付き添う援助などがあるようである。

(首席家庭裁判所調査官)

- 裁判所が行う面会交流の試行は、あくまで家庭裁判所調査官の調査の一環として行われるものであり、その範囲を超えてF P I Cと同様の援助を行うことは難しい。

(白井委員)

- 子どもの連れ去りの危険がある場合や両親の対立が激しい場合には、別居親と子どもだけで面会させることに同居親が納得しないので、やむを得ず第三者として弁護士が依頼を受けて立ち会うこともあるが、面会交流に毎回立ち会うのは困難である。なお、弁護士立会の下、面会交流を重ねることにより、同居親が面会交流の子どもに対する有用性に気付く場合もある。

(北川委員)

- パンフレットやDVDは、大変分かりやすいと思うが、当事者にパンフレットを交付したり、DVDを視聴させた際にどのような効果が上がっているのか。

(眞榮城委員)

- 当事者に対するパンフレットやDVDの効果測定はしていないが、総じてパンフレットやDVDは、当事者の面会交流の理解に役立っているとの実感はある。当事者にパンフレットを使って面会交流の説明をした際に、当事者は重要箇所の下線を引く等している。また、当事者からはパンフレットやDVDを自分より他方当事者に見せて理解を深めさせてくれと言われることもある。

(次席家庭裁判所調査官)

- 今後、調停や面会交流のDVDを裁判所の庁舎内で常時観られるように放映するなどして、一般来庁者に調停や面会交流を利用しやすい雰囲気作りを

お願いしたい。また、面会交流の調停では、パンフレットを調停委員が読み上げたり、DVDを双方で視聴するなどの工夫を行ってほしい。

(北川委員)

- 私は、約20年間調停委員をしているが、以前と比べればパンフレットやDVDが整備され、当事者の面会交流の理解に大変役立っており、当事者の面会交流の理解は各段に進んだと感じている。一方で、面会交流の知識はあるが、心情面から面会交流に納得してもらえない当事者もいて、そういう当事者にどうすれば納得してもらえるかが課題であると考えている。

(宇治橋委員)

- 先ほどの説明で、面会交流が難しい場合として、別居親の子どもへの接し方に問題があると同居親が主張している場合があったが、どういった場合に問題があると認定するのか。認定した場合は、別居親にどのように説明しているのか。

(大西委員)

- 別居親の子どもへの接し方に問題がある場合の具体例としては、例えば、別居親の言い分を一方的に子どもに押し付ける場合や、子どもに圧力を掛ける接し方をする場合などが挙げられる。そのような場合、同居親が主張する具体的な問題点を確認し、面会交流の試行を実施する際に、別居親に対して具体的な注意事項を伝える。例えば、同居親が別居親は子どもの意向を無視した接し方をすると主張した場合には、別居親に対して、子どもが嫌がっていることは無理強いしないようにという注意事項を伝え、面会交流の試行において、別居親と子どもとの関係を観察することになる。

(首席家庭裁判所調査官)

- 10月10日に弁護士会が主催して家裁委員会のテーマについての懇談会が行われた。同懇談会では、面会交流の現状の問題点を話し合った。そこで挙げられた主な問題点は次のとおりである。

第1に調停委員の質の確保の問題である。質の確保のためには研修の実施が有用であり、自主研修も積極的に行われているが、裁判所でも研修をぜひ実施していただきたい。

第2に、代理人弁護士の説得の有用性と質の問題である。この点については、弁護士会で取り組む必要がある。

第3に、家庭裁判所調査官の人数の問題である。諏訪支部では、一昨年に2人から1人に減員となり、佐久支部には、常駐しておらず上田支部から填补していることから、佐久支部にも常駐が必要である。

第4に、裁判官の人数の問題である。支部においては、一人の裁判官が様々な事件を抱えており、調停委員が裁判官に相談したくても相談しにくい状況にあるので、裁判官の人数を増やしていただきたい。

第5に、調停条項の問題である。面会交流について調停条項を決める際は工夫する必要がある。

(北川委員)

◎ 裁判所の庁舎内に、授乳室はどの程度整備されているのか。

(山浦委員長)

□ 授乳室は、新営の庁舎には設置されている。既存の庁舎については、スペースの制約等があるが設置できるか検討してみたい。

(事務局長)

6 次回期日

平成28年6月14日(火)午後3時

7 次回議題

少年事件について